

区民施設 予約システム利用ガイド

団体登録と施設予約のご案内

地域交流センター新橋
地域交流センター恵比寿
地域交流センター大向
地域交流センター上原
地域交流センター西原
地域交流センター代々木
地域交流センター二軒家
地域交流センター本町
地域交流センター笹塚
地域交流センター代々木の杜
地域交流センター神宮前
YCC 代々木八幡コミュニティセンター
SCC 千駄ヶ谷コミュニティセンター
本町 CC 本町コミュニティセンター

目 次

1 団体登録について.....	1
① 団体登録の要件	1
② ワンスオンリー制度について	1
③ 団体登録手続きの流れ	2
④ 団体登録に必要なもの.....	2
⑤ 団体登録の有効期限.....	3
⑥ 団体登録変更届について	3
⑦ 申請書類の提出先.....	3
2 施設利用方法(抽選申込・随時申込の流れについて)	4
① 施設の利用までの流れ.....	4
② 抽選・随時申込スケジュール.....	4
③ 使用当日のご案内.....	5
④ キャンセル・ペナルティについて	5
⑤ 使用承認の取消し等	5
⑥ ゲスト利用について	5
3 施設予約システムの利用について.....	6
① 施設予約システムサイト.....	6
② 個人情報の取扱いについて	6
4 渋谷区施設使用登録申請書・構成員名簿記載例	7
5 種目別使用可能施設一覧表.....	9

※施設の詳細な情報につきましては、施設別に発行されております利用案内のご確認をお願いいたします。

団体登録について

① 団体登録の要件

利用要件を整理し、各施設で異なる団体の利用者区分を統一します。

施設利用するには、事前に「団体登録」が必要です。団体登録するには、以下の要件を満たす必要があります。

利用者区分	登録要件(地域交流センター・YCC・SCC・本町 CC)	減免割合	抽選上限	予約上限
区分 1-A	区内の公共団体・地縁団体又は公益的団体で、次の要件を満たすもの 1. 会則が確認できること	100%減免 (無料)	8 コマ /月	8 コマ /月
区分 1-B	次の要件を満たす団体 1. 代表者が区内在住者で満 16 歳以上 2. 10 人以上で構成され、構成員の 2/3 以上が区内在住者 3. 団体登録を行った施設のみで活動する団体	100%減免 (月 4 回) 50%減免 (月 5 回以降)	8 コマ /月	8 コマ /月
区分 2	区内で活動する団体で、いずれかに該当するもの 1. 次の要件を満たす団体 ① 代表者が区内在住者で満 16 歳以上 ② 5 人以上で構成され、構成員の 1/2 以上が区内在住者 2. 東京都の認証を受けた特定非営利活動法人で、区内に事務所があること	50%減免 (半額)	8 コマ /月	8 コマ /月
区分 3	次の要件を満たす団体 1. 代表者が区内在住・在学・在勤者で満 16 歳以上 2. 2 人以上で構成され、構成員の 1/2 以上が区内在住・在学・在勤者	0% (減免なし)	8 コマ /月	8 コマ /月
その他団体等	2 人以上で構成され、代表者が満 16 歳以上	0% (減免なし)	抽選申込 不可	8 コマ /月
ゲスト利用	満16歳以上	50%割増	抽選申込 不可	5コマ /月

※区分 1-A 及び 1-B は、区民施設(地域交流センター・YCC 代々木八幡コミュニティセンター・SCC 千駄ヶ谷コミュニティセンター・本町 CC 本町コミュニティセンター)独自の区分です。

※区分 1-B はシステムの団体登録時、「団体情報入力」の「活動目的」欄に「区分 1-B 登録希望」と記述してください。

※区内に事務所を有する法人(以下、「法人」という。)登録で、構成員名簿がない場合は、「その他団体等」に属します。

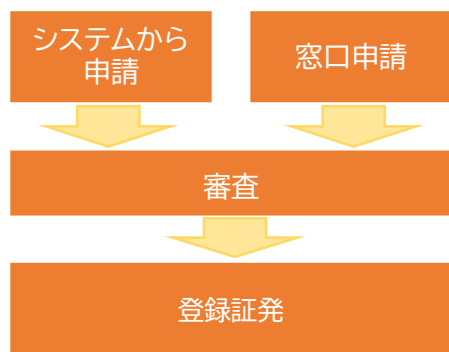
② ワンスオンリー制度について

主に利用する施設で団体登録を行うと、施設予約システムを導入している他施設も利用できるようになります。すでに地域交流センターで団体登録をしている団体も、他の施設の利用に新たな団体登録は不要です。

地域交流センター利用者区分	ワンスオンリー制度を用いて他施設を利用する場合の利用者区分
区分 1-A	区分2
区分 1-B	利用不可 ※団体登録を行った施設のみ利用を条件としているため
区分 2	区分2 ※「東京都の認証を受けた特定非営利活動法人で、区内に事務所があること」(以下、「NPO」という。)を要件に登録をした団体は、「その他団体等」で利用可能です。
区分 3	区分3
その他団体等	その他団体等

③ 団体登録手続きの流れ

ゲスト利用を除く利用者区分で使用する際は、事前に団体登録が必要になります。



システムから団体登録申請を行っていただくか、登録申請書等に必要事項を記載の上、各施設へ持参し、団体登録申請を行ってください。

- ・登録には、10 日間程度の審査期間を要します。
- ・利用者 ID・PW は利用者情報登録時点で団体代表者あてメールにて送付されます。

④ 団体登録に必要なもの

必要書類	システム申請	窓口申請
① 登録申請書 ※全区分	システムでの申請方法は、「渋谷区施設予約システム 利用者マニュアル」をご確認ください。	各施設窓口にて配布、もしくは渋谷区ホームページからもダウンロードできます。
② 構成員名簿 ※区分 1-A、法人(NPO 含む)を除く	※構成員がメールアドレスを持っていない場合、代表者がその構成員の本人確認書類を窓口を持参する必要があります。	すべての項目に記載がない場合、登録できません。連絡者含め、使用する方全員を記載ください。 ※法人登録は、構成員を最低1名記載する必要があります。
③ 本人確認書類 ※全区分	※法人登録は、構成員を最低1名入力していただく必要があります。	・代表者：本書 ・構成員：コピー ※書類が整わない場合は、区外扱いとなります。 ※法人登録及びその他団体等は、代表者のみ本人確認書類が必要になります(登録申請時に提示)。
④ 会則・規約 ※区分 1-A のみ		会則・規則がない場合、区分 1-A で登録することができません。
⑤ 法人確認書類 ※法人(NPO 含む)のみ	※法人登録で、⑤の確認書類を提出する場合は、代表者の③本人確認書類と併せてアップロードしてください。	所在地(渋谷区であることを確認)・代表者・事業内容を確認できるもの 例：登記簿、履歴事項全部証明書 など

※「区分 1-B」を希望する団体は、団体情報の「活動目的」に「区分 1-B 登録希望」と記載してください。

※NPO 法人は「区分 2」、その他法人は「その他団体等」に該当します。

※法人登録は、構成員名簿の提出は不要です。ただし、システム上構成員を1名登録しなければならないため、連絡者等を記載してください。

■本人確認書類

氏名・生年月日・自宅住所が記載されているものがが必要です。

区内在住者：運転免許証、健康保険証(住所記載欄)、マイナンバーカード ⇒住所が分かる書類

区内在勤者：社員証、職員証、在勤証明書等 ⇒区内の事業所等に勤務していることが分かる書類

区内在学者：学生証、在学証明書等 →区内の学校等に在学していることが分かる書類

■本人確認書類として認められないもの

名刺・マイナンバー通知カード・公共料金の領収書等

⑤ 団体登録の有効期限

登録証の有効期限は偶数年の3月31日までです。継続使用する場合は期間内に更新手続きをしてください。
※有効期限は変更する場合がございます。

⑥ 団体登録変更届について

登録申請書の内容に変更があった場合は変更届を、構成員名簿に変更が生じた場合は新規の構成員名簿と本人確認書類(渋谷区区内在住・在勤・在学の方)を代表者が提出してください。

※システムでの団体登録変更手続きはできません。主な使用施設の窓口にて手続きをしてください。

⑦ 申請書類の提出先

団体登録の申請は渋谷区施設予約システム及び各施設の窓口にて受け付けております。

受付時間は 9:00～20:00 です。各施設の休館日につきましては、利用案内をご確認ください。

施設利用方法(抽選申込・随時予約の流れについて)

① 施設の利用までの流れ

【団体利用】



【ゲスト利用】



② 抽選・随時申込スケジュール

新しい利用者区分をもとに、各施設で抽選申込・随時予約のスケジュールを統一します。

		区分1-A	区分1-B	区分2	区分3	その他団体	ゲスト利用
3か月前	1日～3日	第1回抽選申込					
	4日	第1回抽選日					
	5日～7日	第1回抽選結果確認・当選申請					
	8日～10日	第2回抽選申込					
	11日	第2回抽選日					
	12日～14日	第2回抽選結果確認・当選申請					
	15日～17日	第3回抽選申込					
	18日	第3回抽選日					
	19日～21日	第3回抽選結果確認・当選申請					
	22日～	随時申込					
2か月前							
1か月前							
利用月	1日～ 利用日6日前						
	利用日5日前						
	利用当日						

※第1回抽選で申込上限件数 8 コマを申し込んだ場合、当選の有無に関わらず、第2・3回抽選では申込ができません。随時予約時(当選コマ数含め 8 コマまで)に申込が可能です。

※利用日の 5 日前からは予約上限コマ数を超過して予約することができます。(ゲスト利用除く)

抽選申込期間	区分 1-A: 第 1 回～第 3 回 区分 1-B・2: 第 2 回～第 3 回 区分 3: 第 3 回
随時申込期間	区分 1～その他団体等: 3 か月前 22 日～ ゲスト利用: 利用日の5日前～

③ 使用当日のご案内

窓口で代表者が登録証と代表者の本人確認書類を提示し、施設使用料をお支払いください。登録証をお持ちでない方は、予約システムの団体情報を施設窓口にご提示ください。やむを得ず、代表者が来館できず代理の団体が手続きを行う場合は、事前に代表者から施設へ連絡し、代理の方の本人確認書類をご提示ください。

④ キャンセル・ペナルティについて

予約のキャンセルをする際、利用日の8日前までに、予約システムでキャンセル手続きを行ってください。この期間を過ぎて行われたキャンセルについては、事前キャンセルや無断キャンセルとして、ペナルティの対象となることがあります。やむを得ず当日キャンセルする場合は、必ず代表者から施設へ連絡してください。

種類		ペナルティ内容
事前キャンセル	利用日の 7 日前から利用開始時間前までに行ったキャンセル	施設利用日の翌日から 30 日間 、施設予約システムにおける全施設の予約権限を停止
無断キャンセル	予約の利用開始時間前までに連絡せず、施設を利用しない場合に生じるキャンセル	施設利用日の翌日から 90 日間 、施設予約システムにおける全施設の予約権限を停止

⑤ 使用承認の取消し等

使用内容、使用目的等が申請と異なる場合や虚偽の記載があった場合、その他、施設の運営上支障があると認められる場合、使用承認の取消し、もしくは使用の中止を命じる場合があります。その結果、何らかの損害が生じても当施設ではその責任を負いません。

使用承認を受けた権利を他人に譲渡・転貸することはできません。

⑥ ゲスト利用について

団体登録不要で施設を利用することも可能です。システムから利用者登録を行い、ゲスト利用登録を行ってください。利用当日は必ず本人確認書類を提示してください。

利用要件	満16歳以上 ※区内在住・在勤・在学の要件なし
利用上限	月5コマまで ※当日予約は上限なし
施設使用料	50%割増
随時予約期間	利用日の5日前から ※当日は窓口のみ受付

※既に団体登録や利用予約でシステムを使用している方は、お持ちの ID・パスワードでログインできます。

※団体登録済みで、ID・パスワードが不明な方は、主な利用施設にお問い合わせください。

※ゲスト利用の登録方法はホームページにごございます「渋谷区施設予約システム 利用者マニュアル」をご確認ください。

施設予約システムの利用について

① 施設予約システムサイト

インターネットを利用して、施設の予約や施設の空き状況を確認することができます。

Step1: 渋谷区のホームページに入る

Step2: トップの「施設案内」をクリック



Step3: 「カテゴリー一覧」の「施設予約システム」をクリック



Step4: もう一度、「カテゴリー一覧」の「施設予約システム」をクリック



② 個人情報の取扱いについて

渋谷区では、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、「渋谷区個人情報保護条例」に個人情報の適正な取り扱いについて定めています。施設利用に関する目的以外には一切使用しません。

渋谷区施設使用登録申請書・構成員名簿記載例

施設使用登録申請書					
渋谷区長 殿		... 必須項目			
次のとおり登録を申請します。					
					登録番号
団体情報	申請年月日	〇〇〇〇年 △△ 月 □□ 日			
	フリガナ	チームチイキコウリュウ			
	団体名	チーム地域交流			
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都渋谷区〇〇〇〇〇〇...			
	電話番号1	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号2	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	FAX番号	- -			
代表者	フリガナ	シセツ タロウ	生年月日	〇〇〇〇年△△月□□日 (満〇〇歳)	
	代表者氏名	施設 太郎			
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都渋谷区〇〇〇〇〇〇...			
	□ 同上				
	電話番号1	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号2	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	Eメール	xxxxxxxxxx@aaaa.com			
メール通知	☐ 受信する ☐ 受信しない				
連絡者又は法人担当者	フリガナ	シセツ ジロウ			
	氏名	施設 次郎			
	住所	〒 〇〇〇 - 〇〇〇〇 東京都渋谷区〇〇〇〇〇〇...			
	電話番号1	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号2	-	
	FAX番号	- -			
	Eメール				

西暦で記載してください。

メールアドレスを登録すると、予約完了時などメールを受け取れます。

メールアドレスを登録すると、予約完了時などメールを受け取れます。

主な利用施設		地域交流センター○○			
利用種目	☒ 会議・会合・研修	☐ 講習・学習	☐ 講演・式典	☐ ナビ説明会	☐ 演奏会・発表会
	☐ 楽屋	☐ 展示	☐ 華道	☐ 茶道	☐ 舞踊一般
	☐ 伝統芸能	☐ 器楽	☐ 太鼓	☐ バンド（練習）	☐ 練習室の個人利用
	☐ 声楽・コーラス	☐ カラオケ	☐ 小唄・民謡等	☐ 詩吟	☐ 文芸・朗読
	☐ 室内娯楽	☐ 美術	☐ 料理	☐ 陶芸	☒ 手工芸
	☐ 演芸	☐ 映画	☐ 室内レクリエーション	☐ 囲碁	☐ 将棋
	☐ 麻雀	☐ 俳句	☐ 書道	☐ 輪投げ	☐ 気功
	☐ 歌劇	☐ 演劇	☐ バスケットボール	☐ バレーボール	☐ バドミントン
	☐ 卓球	☐ サッカー	☐ フットサル	☐ フットサル（屋外）	☐ 硬式テニス
	☐ ソフトテニス	☐ ゲートボール	☐ 軟式野球	☐ ソフトボール	☐ 少年野球
	☐ 体操・フィットネス	☐ ストレッチ	☐ エアロビクス	☐ 社交ダンス	☐ バレエ
	☐ その他ダンス	☐ 剣道	☐ 柔道	☐ 弓道・	
	☐ ヨガ	☐ その他武道	☐ スポーツ吹き矢		
	減額免除申請		☐ あり ☒ なし		
団体区分		☐ 官公庁 ☐ 学校等 ☐ 法人一般 ☒ その他団体 ☐ 個人利用			
活動目的・内容		Etc.. 手芸の楽しさを広めるコミュニティ活動			
登録人数		合計（○○）人 区内在住（○）人 在勤（○）人 在学（○）人 その他（○）人			
情報公開		登録内容の入会希望者への団体の情報提供や当施設利用者への催事情報等の提供 ☒ 可 ☐ 否			
イベントの対象者		講座などのイベントを開催する場合の対象 ☐ 渋谷区民のみ ☐ 不特定 ☒ 開催しない			
（職員記入欄）					
利用者区分	☐ 区分1	☐ 区分2	☐ 区分3	☐ その他	
料金	☐ 減免対象（ 割減免）（事由） ☐ 減免対象（ 割加算）（事由）				

該当する利用種目にチェックを付けてください。（複数選択可）

一般団体は「その他団体」、法人登録団体は「法人一般」にチェックしてください。

区分 1-B 希望団体は、「区分 1-B 登録希望」と記載してください。

区民施設では、不特定多数を集約するイベント等の使用は禁止のため、「開催しない」にチェックしてください。

団体への入会希望者を募るために登録された内容について情報提供してもよろしければ「可」にチェックしてください。

種目別使用可能施設一覧表

地域交流 センター			会議・会合・研修	講習・学習	講演・式典	大会・説明会	演奏会・発表会	展示	華道・茶道	舞踊一般	伝統芸能	器楽	声楽・コーラス	文芸・朗読	室内娯楽	美術	料理	手工芸	演芸	映画	室内レクリエーション	歌劇	演劇	バドミントン		卓球	体操・フィットネス	社交ダンス	その他ダンス	太極拳	ヨガ	その他武道			
新橋	コミュニティホール	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●			
	区民交流室A	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●		●			●		●	●	●	●			
	区民交流室B	●	●						●		●			●	●	●			●	●		●		●			●			●	●	●			
	区民交流室C	●	●						●		●			●	●	●			●	●		●					●			●	●	●			
	文化ふれあい広場	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		
恵比寿	コミュニティホール	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●					●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●		
	区民交流室A	●	●						●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		
	区民交流室B	●	●						●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		
	区民交流室C	●	●	●	●				●	●			●	●	●	●			●				●							●	●	●	●		
	文化ふれあい広場	●	●						●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		
	展示室	●	●					●																				●	●	●	●	●	●		
大向	区民交流室	●	●	●	●				●				●	●	●				●				●				●				●	●	●		
	文化ふれあい広場	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●		
上原	区民交流室A	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●	●	●	
	区民交流室B	●	●						●					●	●	●			●														●	●	
	文化ふれあい広場	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●		●			●		●	●	●	●	●	●	
西原	区民交流室A	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
	区民交流室B	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
	区民交流室C	●	●						●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
	区民交流室D	●																															●	●	
	区民交流室E	●																																	
代々木	区民交流室A	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●		●			●		●	●	●	●	●	●	
	区民交流室B	●	●						●					●	●	●			●															●	
	文化ふれあい広場	●	●						●				●	●	●	●			●			●	●				●					●	●	●	
二軒家	区民交流室A	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●	●		●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	区民交流室B	●	●						●		●		●	●	●	●			●	●		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	
	文化ふれあい広場	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
本町	区民交流室	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	文化ふれあい広場	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
笹塚	区民交流室	●	●						●		●		●	●	●	●			●	●		●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	文化ふれあい広場	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●	●	●	●
代々木の杜	区民交流室A	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	区民交流室B	●	●						●		●		●	●	●	●	●		●	●		●	●				●				●	●	●	●	●
	多目的ホール	●	●	●	●	●				●	●		●	●	●				●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
神宮前	区民交流室A	●	●						●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	区民交流室B	●	●						●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●
	区民交流室C	●	●						●					●	●	●			●															●	●
	和室	●	●						●					●	●				●															●	●
	料理室	●	●						●				●	●	●		●			●		●									●	●	●	●	
	文化ふれあい広場	●	●	●	●				●	●	●		●	●	●	●			●	●	●	●	●				●		●	●	●	●	●	●	●

※地域交流センター神宮前の区民交流室 A・B について「舞踊一般」「伝統芸能」「声楽・コーラス」「文芸・朗読」「演芸」「映画」「演劇」「体操・フィットネス」「社交ダンス」「その他ダンス」「太極拳」「ヨガ」は2部屋同時利用の場合のみ利用可能です。

その他区民施設		会議・会合・研修	講習・学習	講演・式典	大会・説明会	演奏会・発表会	展示	華道・茶道	舞踊一般	伝統芸能	器楽	声楽・コーラス	文芸・朗読	室内娯楽	美術	料理	手工芸	演芸	映画	室内レクリエーション	歌劇	演劇	バトミントン	卓球	体操・フィットネス	社交ダンス	その他ダンス	太極拳	ヨガ	その他武道
YCC	ホール	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●				●	●		●	●								
	スタジオ1	●	●	●	●		●	●					●	●	●		●												●	
	スタジオ2	●	●	●	●		●	●					●	●	●		●												●	
	スタジオ3	●	●				●	●					●	●	●		●								●				●	●
	スタジオ4	●	●	●	●		●	●					●	●	●		●												●	
	スタジオ5	●	●	●	●		●	●					●	●	●		●												●	
	和室1	●	●				●	●					●	●	●		●													
	和室2	●	●				●	●					●	●	●		●													
	プレイルーム	●	●				●				●	●	●	●	●		●													
SCC	サークルホール	●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●				●	●	●	●	●			●	●	●	●	●	●
	サークルルーム1	●	●					●		●	●	●	●	●	●		●	●		●		●			●	●	●	●	●	●
	サークルルーム2	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●
	サークルルーム3	●	●					●	●					●	●		●			●										
	サークルルーム4	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●
本町CC	会議室1	●	●	●	●			●					●	●	●		●								●		●	●	●	
	会議室2	●	●	●	●			●					●	●	●		●								●		●	●	●	
	会議室3	●	●	●	●			●					●	●	●		●								●		●	●	●	
	和室	●	●	●	●			●					●	●	●		●								●			●	●	

発 行

渋谷区 区民部 地域振興課 施設係
渋谷区宇田川町1-1 本庁舎 7 階
TEL: 03-3463-1639

令和 7 年 7 月